

## ハラスメント対策特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所  
令和8年7月8日（水） 全員協議会室
- 2 出席委員  
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要  
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。  
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

### （１）ハラスメント相談事案への対応について

令和8年6月末現在の相談件数が139件、うちコンプライアンス委員会に諮り対応完了となった件数が79件であり、行為者との切り離し等の人事的措置や行為者への教育的指導・助言等の対応等を行ったとの報告があった。

委員からは、ハラスメントと認定された件数について確認があり、「現時点で懲戒処分に相当するような案件としてのハラスメントはないが、もう少し踏み込むとパワハラになりそうな案件等はある、それについては人事的措置や指導等により対応している」との報告があった。

中村前副知事の事案の調査等の状況や見通しについてただしたのに対し、「コンプライアンス委員会のもと専門部会で調査中であり、専門部会からは終了見込みは見通せない」と明言されている」「退職手当については、調査結果が出るまで支払い差止め処分となっている」との回答があった。

また、委員からは、「人事的措置については、相談者の意向を十分に踏まえること」「対応後の職場環境の改善状況や相談者の満足度を把握するとともに、相談後のフォローアップを継続的に行うことが重要である」「相談者が安心して相談できるよう、相談の処理期限の設定や相談者への進捗状況の丁寧な説明を求める」との意見が述べられた。

### （２）ハラスメント対策の実施について

ハラスメント防止ハンドブックの改訂や研修等の実施など、ハラスメント防止の取組状況について報告があった。

今後のハラスメント対策への覚悟等を知事や副知事にただしたのに対し、「4月以降、ハラスメント条例等に基づいた様々な取り組みの運用が始まり、職員から色々な声が上がってきている。それらをしっかりとフォローアップしながら納得感のある対応をしていく。これからも改善を繰り返しながら、全ての職員が安心して職務に向き合うことができる環境を目指して、真の意味での組織風土改革につなげていきたい」「新体制のもと、コンプライアンスの徹底を図るとともに、スピード感をもって、一致団結して取り組んでいく」との決意が示された。

委員からは、管理職が適切な指導をためらうことがないよう、指導とハラスメントの違いについて理解を深める実践的な研修の充実を求める意見があり、理事者からは「具体的なグループワークやケーススタディーにより、しっかりと認識、理解できるような研修にしていきたい」との答弁があった。

学校現場におけるハラスメント対策についてただしたのに対し、「県立校長会、市町教育長会議や各種会議の場で風通しのよい職場づくりをお願いするとともに、相談窓口の周知徹底を図っている。また、学校現場での対応については、保護者や生徒に対し、一人の人間として真摯に向き合うよう研修等の場でお願いしている。夏休みには全職員を対象にした研修を行いたい」との回答があった。

また、警察におけるハラスメント対策についてただしたのに対し、「福井県警察ハラスメント対策要綱を全面改定し、ハラスメント対策に係る総括責任者を本部長に格上げしたほ

か、幹部職員の責務を明確化するとともに、相談窓口のさらなる周知徹底を図っている。また、全職員への個人面談においてハラスメントについても確認し、ハラスメントが二度とないようにしっかりと取り組んでいく」との答弁があった。

このほか、様々な形態のハラスメントに対する対応、退職者向け情報提供フォームの検証、県庁のハラスメント対策の県内企業への周知、退職者からの働きかけについて論及があった。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年7月21日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会  
委員長 大森 哲男